

令和6年 第9回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和6年 第9回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和 6年10月 1日 (火) 午後4時00分～午後4時33分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	村 上 聡 和
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 報告第2号 災害に係る一時転用農地の使用貸借契約について</p> <p>日程第6 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第7 議案第2号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)</p> <p>日程第8 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(令和6年10月4日公告予定分)</p>			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 只今から、令和6年第9回美瑛町農業委員会総会を開会致します。
- 本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長 皆さんこんにちは。ここ数日、大変いい天気が続いております。農作業もかなり順調よく進んでいるのかなと思います。
- 今日は、新しい委員として村上専務を新しい仲間になっていただき、また、再来年の7月19日まで、このメンバーでやっていきたいと思います。
- 今日は、1時から現地確認がありまして第2班の皆様、大変、暑い中、確認頂きました。ありがとうございます。
- もう、美瑛も収穫の作業が大体終盤を迎えて、10月いっぱいまで大体いいところまでいくのかなと思っておりますけども、いろいろニュースで収穫時期の事故が十勝方面、そして網走方面と出ております。あともう少しですので皆さんどうか気を引締めて、最後の収穫作業を当たっていただきたいと思います。
- なお、今日終わってから、村上専務が初めてということで懇親会も予定しております。皆様の協力でスピーディーに総会を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、2番、荒川委員、8番、浦島委員を指名いたします。
- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、令和6年9月2日、令和6年第8回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。
2番、9月4日、令和6年度上川地方農業委員会連合会役員会が開催され、会長が出席しております。
3番、9月6日、北海道農業会議、佐藤次長が講師として、美瑛町議会議員研究会研修会が開催され、会長外4名が参加しております。
4番、9月12日から13日の2日間、美瑛町議会第5回定例会が開催され、会長が出席しております。
5番、9月15日、令和6年度美瑛町開拓記念式典が開催され、会長外2名が出席しております。
6番 9月20日、新嘗祭献穀に伴う抜穂祭が開催され、会長職務代理が出席しております。
以上です。
- 議長 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議長 長 次に日程第4、報告第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、番号1番と番号2番の件について、一括して事務局から報告をお願いします。
- 事務局 はい、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてでございます。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知のありました、貸主、XXXXXXXXXXさん、借主、XXXXXXXXXXさん外1件について報告いたします。
番号1番及び2番につきましてここで一時解約をさせていただきまして、この後の議案のほうで売買になる予定のものとなっております。今回提出されたこの2案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引渡し6か月以内の書面合意とされているものであり、農地法第18条の規定に

基づき、合意解約されているため、賃貸借の解約が成立していることをご報告いたします。以上です。

○議 長 只今の報告第1号、番号1番と番号2番の件について、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 次に日程第5、報告第2号、災害に係る一時転用農地の使用貸借契約について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 はい、報告第2号でございます。災害に係る一時転用農地の使用貸借契約についてでございます。令和4年9月1日の総会で一時転用許可のありました議案2ページに記載してあります農地につきまして、当初の計画から変更がありまして、災害発生時において使用するよう町との使用貸借契約を令和6年9月2日締結しました。このことにより町の防災計画にこの農地のことが記載されることとなります。一時転用許可の期限が昨日の9月30日までとなっておりますが、この9月2日の契約締結に伴いまして、農地法施行規則第29条第6号並びに土地収用法第3号第12号、それと第32号の要件によりまして、許可不要との案件になりまして、この農地は転用の届出があった永久転用という形になりますので報告いたします。以上で終わります。

○議 長 只今の報告第2号について、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議 長 次に日程第6、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。

議案第1号、番号1番の件について審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についてでございます。農地法関連事務処理要綱の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出がありました、XXXXXXXXXXさん1件の証明書交付の可否について審議を求めるものでございます。

番号1番です。番号1番は農振農用地区域地域区域外都市計画区域内でございまして、田としての利用は現状なく、既に宅

地化しておりますので、地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から、補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局のほうより説明があったとおりでございます。この土地に関しましては、本日、午後より、現地のほうを2班で確認してきております。非農地ということで、何ら問題ないと思われまして。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
番号2番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、この土地は午後から現地確認してきております。事務局の説明、また地区担当委員の説明にもありましたが、特に問題なしと2班では思っております。以上です。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第7、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
議案第2号、番号1番の件については、■■■■番、■■■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■■■■委員の退席をお願いいたします。

【■■■■委員退席】

議案第2号、番号1番の件について、審議しますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について除外の件でございます。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を付すので審議をお願いいたします。

番号1番です。除外の目的は、現状、既に山林原野化しており耕作地としての復旧が困難であることから、農地としての使用ができないためとなっております。許可の理由としては、農業振興地域制度に関するガイドラインの第16の1の(1)③のイのb及び2の(3)に該当する除外となります。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から、補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。この田につきましては、8月9日、農地パトロールで皆さんに現地確認をしてもらいました。本当にここ数年、大雨が降ると真ん中が本当に川のように流れるため、農地としての使用はもう難しいのではないかと感じておりますので審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。
議案第2号、番号1番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 この土地につきましては、8月の農地パトロールで皆さんと確認しております。農地としては利用するのは大変難しいということで、2班としては仕方ないということで判断しました。
以上です。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
■■■■委員の入場を認めます。

【■■■■委員入場】

■■■■委員にお知らせいたします。
本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたしません。

- 議 長 続いて議案第2号、番号2番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。番号2番です。除外の目的は20年以上前から耕作しておらず、荒地地となっており、現在は隣接する宅地のほうからしか進入する方法がなく、近々その宅地は農業者以外の方に売却予定となっていることから、農用地としての使用ができないためとなっております。許可の理由としては農業振興地域整備制度に関するガイドライン第16の1の(1)③のイのb及び2の(3)に該当する除外となります。
以上で説明終わります

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から、補足説明をお願いいたします。

- 委員 はい。ただいま事務局からの報告のとおりです。この農地につきましても、本当にあまり条件的にも農地ではありません。
また、両方宅地に囲まれており、農作業もできるような状態にないということで、今回、除外するのは止むを得ないと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
議案第2号、番号2番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

- 班長 今日、午後より現地を確認してまいりました。地区担当委員の説明にもありましたが両脇に宅地があり、真ん中に残された土地ということで、農地としては不適だということで、特に問題ないと思っております。以上です。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。

す。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて議案第2号、番号3番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。番号3番です。除外の目的は、現状農地として活用しておらず、今後、非農家の方へ売却予定があるためとなっております。許可の理由としては、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の1の(1)③のイのb及び2の(3)に該当する除外でございます。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から、補足説明をお願いいたします。
- 委員 はい。ただいま事務局のほうに説明がありました。■■■■さんの土地ですが2箇所ございまして、田に隣接した土地と畑に隣接した土地がありまして、両方とも田のほうは三角地でほとんど狭くて農地としてもかなり使用は難しいです。そして畑のほうも段差があって、かなり使えない状態であり、また太い木もありまして、畑としては厳しいところです。本当は買手の農家のほうにまとめて買っていただきたかったのですが、その辺が叶わず宅地化して、今後、娘さんだと思われそうですが、昨日、売却の予定があるということを聞いておりますので、こういう形になりました。どうぞ審議のほうよろしくをお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
議案第2号、番号3番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。
- 班長 はい、午後より現地確認してまいりました。地区担当委員の説明のとおり地形的にも狭く良く無いということで、農地としての利用は厳しいかなと思っています。2班では仕方なしということで判断しました。以上です。

- 議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議長 続いて議案第2号、番号4番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。番号4番です。除外の目的は現状農地として活用しておらず、今後も活用及び復旧の見込みがないためとなっております。許可の理由として農業振興地域制度に関するガイドラインの第16の1の(1)の③のイのb並びに2の(3)に該当する除外となっております。以上で説明を終わります。

- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります〇〇委員から、補足説明をお願いいたします。

- 〇〇委員 はい。事務局の説明のとおりです。当地は、山林原野化して、耕作が不利となっておりますので、何ら問題がないと思います。よろしくをお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
議案第2号、番号4番の件について、現地調査の結果を〇〇班長よりお願いいたします。

- 〇〇班長 はい、午後より現地を確認してまいりました。地区担当委員の説明にもありましたが、山林化しており、農地としての使用はできないと思っております。2班では問題なしと判断しました。以上です。

- 議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号4番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号4番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第8、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の件を議題とします。
議案第3号、番号1番の件について、審議しますので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。議案第3号、農地法3条の規定による許可申請について所有権移転でございます。農地法3条の規定による農地の所有権移転申請がありました、譲渡人、■■■■さん。譲受人、■■■■さん外1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。
なお、議案第3号で審議頂く2案件につきましては、農地法3条第2項の各号には該当しないため、要件を満たしていると思われます。
番号1番です。番号1番につきましては、贈与による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約6.4kmの箇所となっております。土地表示の等の詳細につきましては、議案5ページ6ページをご確認ください。
以上で終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 はい。ただいま事務局からの説明のとおりです。■■■さんから、■■■さんへの贈与ということで特に問題ないと思っております。以上です。

- 議 長 ありがとうございました。
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号2番の件について、審議しますので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。番号2番になります。2番につきましては売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約3.2kmの箇所となっており、価格は10アール当たり176,399円となっております。土地の表示等、詳細につきましては、議案の7ページをご確認ください。以上で説明終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 はい。ただいま事務局から報告がありました。先ほどの報告事項、第1号の合意解約通知、番号1番の関係が、今回、3条にて売買という形になります。よろしくご審議お願いいたします。

- 議 長 ありがとうございました。
これより議案第3号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第9、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、令和6年10月4日公告予定分の件を議題とします。

議案第4号、番号1番と番号2番の件については、**■**番、**■**
■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業
委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、**■**委員
の退席をお願いいたします。

【■**委員退席】**

議案第4号、番号1番と番号2番の件について、一括して審
議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 はい、議案第4号、農用地利用集積計画案について、令和6
年第9回令和6年10月4日公告予定分となっております。
■さん外18件の改善組合了承済みから、利用権の設定
等、所有権移転16件、賃貸3件について、申出がありました
ので、農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日、法律
第56号、第5条第1項の規定により、農用地利用集積案につ
いて審議をお願いするものでございます。
番号1番と2番につきましては、今回所有地の処分によるも
のになります。以上でございます。

- 議長 これより、議案第4号、番号1番と番号2番の件について質
疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番と番号2番の件について、原案どおり
決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
■委員の入場を認めます。

【■**委員入場】**

■委員にお知らせいたします。
本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたしま
す。

- 議長 続いて、議案第4号、番号3番から番号19番までの件につ
いて、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和6年10月1日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

荒 川 博 彦

美瑛町農業委員

浦 島 貴 之